

令和6年度第3回定期理事会議論内容

1 日 時

令和7年3月14日（金）午前10時00分から午前11時00分まで

2 場 所

小平市美園町一丁目8番5号 小平市民文化会館 地下1階レセプションホール

3 出席者

(1) 出席者

理事：関口徹夫（代表理事・議長）、余語聰、栗山丈弘、玉置善己

監事：菱山園子、村上哲弥

(2) 欠席者

理事：剣持庸一

(3) 事務局

首藤事務局長兼総務課長、新井事業課長兼管理担当係長、関口事業担当係長、

師岡ふるさと村担当係長、新井総務担当係長、永瀬総務担当主任

4 議論内容

関口代表理事（以下「関口議長」という。）の求めに応じて、議事に入る前に、首藤事務局長兼総務課長（以下「首藤事務局長」という。）より、昨年12月19日に開催された評議員会の概要について次のように説明があった。

首藤事務局長 前回の理事会以降、昨年12月17日に開催された評議員会でのご質問やご意見と、当財団の対応等について、概要をご紹介する。全体で13点ほど、ご質問やご意見をいただいている。

初めに、上半期の事業報告および財務諸表等について、9点程度あった。

1つとして、上半期の自主事業の来館者数が3,189人の減となっているが、年間を通じて収支のバランスはとれる見込みであるか、というご質問があった。昨年度は30周年記念事業として大規模な公演が多かったため、今年度は入場者数が減少しているが、9月末時点の収支が好調であり、年間の収支も良好な方向に向かっていることをお答えしている。

2つとして、練習室へのWi-Fiの回線設置に対する利用者の声について、ご質問があった。現在利用者アンケートを集計する中では、YouTubeを流しながら練習する方などから一定の評価が得られていることをお答えしている。

3つとして、未収金、未払金はいつの時点で回収および支払いが完了しているのか、というご質問があった。こちらは、9月末時点ですべて解消されていることをお答えしている。

4つとして、契約時の業者選定において、市内業者を優先する規定はあるのか、という

ご質問があった。市内業者を優先する規定はないが、契約に際しては、極力複数社による見積もり合わせを実施し、運用の中で、調達が可能な案件に関しては市内業者にも見積もりに参加していただいていることをお答えしている。

5つとして、歌舞伎公演のチケット販売が振るわなかった要因と、当該催しのアンケート結果についてご質問があった。こちらの催しは、当財団の他の公演が完売している状況がある中で、当該公演は全国公立文化施設協会が取りまとめて実施している公演のため、当財団として開催日を選べないこと、歌舞伎公演の実施は貴重な機会なので、若干チケット販売率が低くても、当館の認知度の向上や友の会への入会など、一定の役割は果たしている旨をご説明している。また、公演後のアンケートでの満足度の評価は高い数値であり、お客様からは大変お楽しみいただけたとのお声も直接伺っていることをお答えしている。

6つとして、歌舞伎が市内のホールで見られるのは、市民のためにとてもありがたいというご意見があった。

7つとして、吹奏楽コンクールの実施によって市民文化会館の来館者数が増えているが、コロナ禍によって活動を休止した団体の状況と、過去のルネこだいらの運営状況を把握する資料を、作成してほしいとのご意見をいただいた。コロナ禍によって休止した団体については、再開し団体が戻ってきており、コロナ禍をきっかけに発足した団体もあることをお答えしている。また、過去の運営状況をお示しする資料については、以前にご要望をいただいている当財団の職員数や施設利用料などと合わせて、市と調整の上、決算の中で資料をお示しできるよう検討する旨をご説明している。

8つとして、ホール使用率について、今年度の吹奏楽コンクールによる来館者の増は特殊な要因であるので、それを除いて考えると楽観視はできないのではないか、というご質問があった。こちらについては、複数の団体から、来年の同時期のホール使用の予約申込みをいただいている状況から、ホールの使用率としてはコロナ禍前と同程度で維持する見込みであることをお答えしている。

9つとして、小平ふるさと村について、猛暑でありながらも来園者が増えたのは、何か特別な工夫があったのか、というご質問があった。催し物の数や内容は例年と変わりないが、グリーンロード灯りまつりなどの大きな集客が見込まれる事業を確実に行えたことや、関係団体によるSNS上での発信など、電子的な口コミによる周知を効果的に行ったことが集客につながっていると捉えていることをお答えしている。

次に、来年度の事業計画（案）に関するご質問を4点程度いただいている。

1つとして、小平市民文化会館の事業計画の中の育成系支援系事業はどのように選定し、決定するか、というご質問があった。育成系支援系事業は、例年実施している事業については関係団体と次回に向けた協議をしていることや、日ごろから市民の文化芸術活動に対し情報収集をしており、その一例として令和6年度から新たに取り組んでいる「ルネこだいら中学演劇祭」の実現に至ったことをお答えしている。

2つとして、施設を使わなくても財団として育成、あるいは支援ができるのではないか、例えば中学校の部活動地域移行に関して、財団が文化協会や様々な関連団体と連携できることを今後の課題として検討してほしい、というご意見があった。小平市民文化会館および小平ふるさと村に限らない活動としては、出前コンサートに取り組んでおり、訪問

先を増やすなど注力していることをご説明するとともに、すでに小平ふるさと村で実施している「春の和楽器演奏会」は中学校の筝曲部と文化協会の連携事業であることをご説明し、今後関係団体と連携し意見を伺いながら良い形で進めていきたい旨をお答えしている。

3つとして、観光まちづくり協会は小平市ではどのような位置づけか、というご質問があった。こだいら観光まちづくり協会は、小平市を観光の面から盛り上げていくことを主な活動内容としており、双方が連携しながら活動し、特に当財団が取り組む文化芸術以外の取り組みは、観光まちづくり協会が相当な部分を担っており、当協会において、元宝塚で観光まちづくり大使の鳳さんを中心としたメンバーでルネこだいらの中ホールを使った催しも開催していることをご説明している。

4つとして、鑑賞系事業について、収益性、集客率、出演料や開催日程など、様々な要素をどのようにシミュレーションして各事業を計画しているのか、というご質問があった。これまで当財団の31年の活動の中で、お客様のニーズを踏まえながら、飽きられないよう新しい事業にもチャレンジしており、近隣ホールの近い日程で同じ出演者の催しがないことや、話題性、同一ジャンルを一時期に集中させないことや、季節感などに配慮して計画していることをお答えしている。

以上が、前回の理事会以降に行われた、評議員会の概要および当財団の対応等である。

報告は以上である。

事務局からの報告後、特に質問はなかった。

(1) 第1号議案「公益財団法人小平市文化振興財団令和6年度事業計画について」および第2号議案「公益財団法人小平市文化振興財団令和6年度収支予算、資金調達および設備投資の見込みについて」

関口議長が第1号議案と第2号議案は相互に関連があるため一括して議題とすることの了承を求めたところ異議はなく、関口議長の求めに応じて、事務局より次のように説明があった。

新井事業課長兼管理担当係長（以下「新井事業課長」という。） 第1号議案、公益財団法人小平市文化振興財団 令和7年度事業計画についてご説明申し上げる。昨年12月の理事会および評議員会において、計画案の概要についてご説明し、ご決定、ご承認をいただいているので、本日は、昨年12月以降、調整や交渉などを進めた結果、変更などのあったものについてご説明する。

はじめに、第1号議案資料 1ページの、令和7年度 小平市文化振興財団 事業計画をご覧いただきたい。計画の全体としては、当財団の理念である定款に規定する目的を達成するため、公益財団法人小平市文化振興財団第1次経営計画において、文化芸術を誰もが共有し、担い手を育て、まちへの愛着を持ちながら更に発展するよう、「～親しみ 支え 育み つながる～」をキャッチフレーズとして掲げ、運営方針に基づき、事業計画を立案している。

次に、2ページの、A3版横長の、令和7年度 小平市民文化会館 自主事業 分類別・月別計画表をご覧いただきたい。計画表の中で橙色の塗られている5つの事業が、昨

年12月の理事会でご説明を申し上げた以降に、新たに令和7年度自主事業計画に加えた事業である。

表の一番左側の列の鑑賞系事業では、1月16日（金）に、デビュー50周年を迎える、岩崎宏美のコンサートを、3月7日（土）には、よしもとお笑いライブを新たに計画している。

表の左から2列目の啓発系事業では、6月22日（日）に、都響プレミアムコンサートを計画している。この事業は、公益財団法人 東京都交響楽団と当財団が共催で、地域のみなさまに幅広くクラシック音楽文化を振興することを目的として、東京都交響楽団のオーケストラを招いて開催するクラシックコンサートである。

表の左から3列目の育成系・支援系事業では、7月20日（日）にルネこだいらサマーウィンドバンドフェスティバルを計画している。この事業は、小平市内の学校および小平市内で活動する吹奏楽団が、ルネこだいらに一堂に会して演奏を披露する機会を設けることで、吹奏楽のすばらしさや小平が吹奏楽の活動が盛んな地域であることを、改めて広く市民へ広めるとともに、演奏会参加団体がお互いの演奏を聴いて学ぶ機会を創出することで、「吹奏楽のまち こだいら」を推進することを狙いとして開催するものである。

表の右から2列目の郷土の歴史的文化の継承および地域の振興に関する事業では、1月31日（土）にガスミュージアム出前コンサートを計画している。この事業は、東京ガスが市内で運営している博物館であるガスミュージアムで行うコンサートで、令和7年度も継続して計画をするものである。

令和7年度については、鑑賞系事業は26事業、啓発系事業は14事業、育成系・支援系事業は11事業、歴史文化・地域振興事業は5事業、小平市からの受託事業、および施設の管理運営事業は4事業の、合計60事業の自主事業を計画している。

なお、現在も調整等を行っている若干数の事業についても、第1次経営計画に掲げる運営方針に基づき、引き続き関係団体等と調整を図っていきたいと考えている。

以上が、令和7年度小平市民文化会館 自主事業計画である。

次に、小平市民文化会館の施設管理についてご説明を申し上げる。

第1号議案資料4ページの、令和7年度小平市予算による設備工事、備品購入、賃貸借をご覧いただきたい。

小平市の予算で行う工事は、大ホールロビー照明 LED化工事、および自動火災報知設備受信機更新工事を予定していると伺っている。

また、備品購入では、会議室用椅子の購入を予定していると伺っている。

次に、5ページの令和7年度小平市民文化会館修繕の概要をご覧いただきたい。

小平市文化振興財団の予算で行う主な予定修繕は、高圧リアクトル交換修繕、空調機AHU、エア・ハンドリング・ユニット3号機加湿器交換修繕、池ピット内排水ポンプ交換修繕、男子トイレ小便器用センサー交換修繕など、合計10件を予定している。

また、来館者のご意見を伺う方法として、自主事業では公演ごとにアンケートを行うほか、小平市文化振興財団主催・共催公演を鑑賞して、企画内容や当日の運営への意見・感想をレポートとして提出していただく、ルネ鑑賞モニターを募集する。いただいたご意見などは、今後的小平市民文化会館の企画運営の参考にさせていただく。

そのほか、練習室やホールなどの施設を借りて利用するお客様にも、施設利用に関するアンケートを行い、施設の使い勝手や、職員の応対などについてご意見を伺い、より一層のサービス改善とお客様の満足度の向上に努めていく。

小平市民文化会館については、以上である。

次に、小平ふるさと村である。

第1号議案資料3ページの、令和7年度小平ふるさと村自主事業分類別・月別計画表をご覧いただきたい。小平ふるさと村については、昨年12月の理事会でご説明を申し上げた以降に、新たに令和7年度自主事業計画に加えた事業はない。

令和7年度については、郷土の歴史的文化の継承に関する事業は32事業、地域の振興に関する事業は11事業、合計43事業の自主事業を計画している。

なお、現在も調整等を行っている若干数の事業についても、第1次経営計画に掲げる運営方針に基づき、引き続き関係団体等と調整を図っていきたいと考えている。

以上が、令和7年度小平ふるさと村自主事業計画である。

次に、小平ふるさと村の施設管理についてご説明を申し上げる。

小平ふるさと村では、令和7年度は、小平市の予算による設備工事、備品購入の予定はないが、設置から30年以上経過し、経年劣化が進んでいる園内消防設備等の改修へ向けた調査業務委託を実施する予定と伺っている。当財団としても、引き続き、日々の点検や、必要に応じて修繕等を行い、施設の適切な維持・管理に努めていく。

最後に、小平市民文化会館と同様に、小平ふるさと村でもアンケートを行い、来園者のご意見を伺い、施設運営、事業運営の参考にさせていただく。

小平ふるさと村については、以上である。

第1号議案、公益財団法人小平市文化振興財団令和7年度事業計画についての説明は、以上である。

首藤事務局長 続いて私からは、第2号議案「公益財団法人小平市文化振興財団令和7年度收支予算、資金調達および設備投資の見込みについて」のご説明をする。

第2号議案には、1ページ、2ページに收支予算書を、3ページ、4ページには、会計別に区分した予算の内訳表をお示ししている。

初めに、3ページの收支予算書（正味財産増減計算書）内訳表に沿って、来年度の予算をご説明する。

まず、科目欄Iの一般正味財産増減の部、1の経常増減の部、(1)の経常収益であるが、①基本財産運用益は、当財団の基本財産を地方債で運用している収益であり、176万5,000円の収益を、法人会計に計上している。

②の特定資産運用益は、定期預金の利息収入として、4,000円を公益目的事業会計に計上している。

③の事業収益であるが、自主事業収入のうち主催事業に係る入場料（チケット）収入、3,944万5,000円を公益目的事業会計に、受託チケットや公演関連商品の販売手数料収入、40万円を収益事業等会計の収1に計上している。その下の事業受託収入は、市から受託して実施する二十歳の集いのアトラクションの経費収入として47万2,000円を公益目的事業会計に計上している。

施設管理収入は、小平市民文化会館と小平ふるさと村の指定管理料収入である。内訳としては、財団職員の人事費、会館等の清掃、警備、受付業務や市民文化会館の舞台の操作業務委託等の施設の管理運営に要する経費で、施設貸出事業のうち公益目的外の施設貸出に相当する割合である 25% にあたる 9,345 万 9,000 円を収益事業等会計の他 1 に計上し、残りを公益目的事業会計に、4 億 6,104 万 9,587 円、法人会計に 41 万 3,413 円を計上している。

会費収入は、ルネコだいら友の会の会費収入であり、620 万円を公益目的事業会計に計上している。

広告収入は、ルネコだいらの情報紙の広告の収入であり、90 万円を公益目的事業会計に計上している。

次に、④の受取補助金等であるが、管理費の職員人事費相当額として、当財団の総務課職員人事費の 5% にあたる 164 万 8,000 円を市の補助金から充当するものとして、法人会計に計上している。

また、受取民間助成金等は、公益財団法人東京都歴史文化財団との事業共催分担金収入として、254 万 3,000 円を公益目的事業会計に計上している。

⑦の雑収益については、東京都からの助言を受け、会計区分の内訳を一部見直している。具体的に申し上げると、収支相償の判定対象となる公益目的事業会計の収入を調整するため、共催事業に係るチケット販売手数料を従来の公益目的事業会計から収益事業等会計の収 1 に変更し、240 万 9,000 円を計上している。この区分の見直しにより、元々収益事業が乏しかった当該事業会計に一定の収益が見込める事になるため、一般正味財産の増減の調整を行いやすくなる効果があるものと考えている。なお、今回の区分見直しは試行的に現在執行中の令和 6 年度予算においても適用している。見直し後の公益目的事業会計には、小平市民文化会館内の飲料自動販売機の手数料収入や小平ふるさと村のグッズ売り上げ、事業参加費収入などとして、132 万 3,000 円を計上している。

全体の経常収益合計額は、公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計を合わせて、右欄の合計のとおり、6 億 1,203 万 1,000 円となっている。

以上が、経常収益である。

次に、(2) 経常費用である。初めに、①の事業費であるが、費目の合計である 5 億 1,303 万 3,000 円を公益目的事業会計の公 1 の文化芸術および地域の振興の会計に計上している。収益事業等会計は、収 1 の受託チケット等の販売の会計に 66 万円、他 1 の施設の公益目的外貸出の会計に 9,345 万 9,000 円を計上している。

ここまで経常費用の事業費の合計額は、右欄の合計のとおり、6 億 715 万 2,000 円である。

次に、②の管理費であるが、4 ページ上段にお示ししたとおり、487 万 9,000 円を法人会計に計上している。

以上、①事業費と②管理費を合わせて、経常費用の合計額は、右欄の合計のとおり、6 億 1,203 万 1,000 円となっている。

以上が、経常費用である。

この結果、当期経常増減額は、公益目的事業会計はマイナス 109 万 6,413 円、収益事業

等会計の収1は214万9,000円、他1は指定管理料の実費清算的な事業であるためプラスマイナス0円、法人会計はマイナス105万2,587円となる。

次に中段にお示ししている他会計振替額は、収1から管理費相当分を控除した212万8,589円を他会計振替額として、公益目的事業会計に109万6,413円、法人会計に103万2,176円を振り替え、他会計振替後の当期一般正味財産増減額は、公益目的事業会計は0円、収1は20,411円、法人会計はマイナス20,411円となる。公益目的事業会計は0円となっているので、公益法人認定法で定める、公益目的事業は、原則として黒字になってはならないという、収支相償を満たしている。

法人全体の当期一般正味財産増減額は0円となり、令和8年3月31日の一般正味財産期末残高は、6,234万971円、最下段の正味財産期末残高は、5億6,234万971円を見込むものである。

それでは、最初のページの収支予算書（正味財産増減計算書）をご覧いただきたい。こちらは、今、ご説明した内訳表の右端の合計欄のみを総括的に計上したもので、前年度の予算額と比較した内容になっている。

1ページ中段にお示ししたとおり、来年度の経常収益の合計は、6億1,203万1,000円で、主に施設管理料収入である、市から当財団に支払われる指定管理料が増となった影響により、前年度の予算に比べ、1,755万5,385円、約2.95%の増となっている。

また、来年度の経常費用の合計は、2ページ上段にお示ししたとおり、6億1,203万1,000円で、経常収益と連動し、主に当財団が支払う光熱水料費や施設の老朽化に伴う修繕費の増加に対応するため、前年度予算に比べ1,755万5,385円、約2.95%の増である。

財団の人員体制については、前年度と同様に18名とし、従事割合に応じて、各会計の人物費に計上している。

最後に、6ページの「資金調達および設備投資の見込み」についてであるが、当財団においては、資金の借入や設備投資の予定がないため、「なし」としている。

以上が、令和7年度収支予算、資金調達および設備投資の見込みに関する説明である。

令和7年度の事業計画および収支予算等の説明は以上である。

提案説明後、審議に入った。その要旨は次のとおりである。

栗山理事 ルネこだいら、小平ふるさと村とともに若干数の調整中の事業があるということだったが、具体的にどんなものがあるのか。また関連して、それらの事業が決まる時期は通常としては年度中に決定されて事業が行われることになるのか。

新井事業課長 小平市民文化会館の場合は、出演者のコンサートツアーやテレビ出演等の日程と当館ホールの空き状況との調整をし、実施できるものは令和7年度中に実施していくたいと考えている。小平ふるさと村の場合は、年度途中で提案を受ける場合などもあり、事業を追加する余地を残すための表現である。

栗山理事 理事会で承認していないから、もしくは前年度中に決定していないから事業が実現しないという方が良くないと思うので、定款の目的に資する事業であれば、年度途中でも積極的に実施してほしい。

新井事業課長 定款に基づき、実施すべきものは実現に向けて調整していきたい。

他に質疑はなく、関口議長が順に採決を行った。

第1号議案「公益財団法人小平市文化振興財団令和7年度事業計画について」の可否を諮ったところ、全員異議なく、本案は原案どおり可決された。

続いて第2号議案「公益財団法人小平市文化振興財団令和7年度收支予算、資金調達および設備投資の見込みについて」の可否を諮ったところ、全員異議なく、本案は原案どおり可決された。

(2) 第3号議案「公益財団法人小平市文化振興財団寄附金取扱規程の制定について」

関口議長の求めに応じて、事務局より次のように説明があった。

首藤事務局長 第3号議案、公益財団法人小平市文化振興財団寄附金取扱規程の制定について説明する。

本案は、所得税法や法人税法で認められている個人や法人による公益法人への金品の寄附行為について、当財団として手続き等のルールを定め、円滑かつ公平な受け入れを進め、もって財団としての財政基盤の強化を目指して、新たに制定するものである。

主な内容であるが、寄附金の種類、寄附金の受け入れ基準、取扱手続や受領証明書の発行などに関して必要な事項を定めるものである。

当財団の財政基盤の強化については、令和5年3月に策定した第1次経営計画においても安定した財団運営を目指す取組みの一つとして掲げており、当財団と同様の事業を行っている先進団体の事例も研究して、このたび、成案としてお示ししているものである。

なお、本規程の施行期日については、本年4月1日を予定している。

説明は以上である。

質疑はなく、関口議長が議案の可否を諮ったところ、全員異議なく本案は原案どおり可決された。

(3) 第4号議案「公益財団法人小平市文化振興財団就業規則の一部改正について」

関口議長の求めに応じて、事務局より次のように説明があった。

首藤事務局長 第4号議案、公益財団法人小平市文化振興財団就業規則の一部改正について説明する。

本案は、職員の育児と仕事との両立を支援する措置の拡充や、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度に係る措置の強化を図るため、小平市職員の制度に準じて所要の改正を行うものである。

主な内容は、1点目として、子の小学校入学後に育児と仕事との両立が困難となる、いわゆる「小1の壁」に対応するため、小学校第3学年までの子を養育する職員が、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日につき2時間以内において取得できる新たな休

暇制度として、子育て部分休暇を導入するものである。

2点目として、子の看護休暇について、感染症に伴う学級閉鎖により子の世話が必要な場合などにおいても休暇を取得できるよう、取得事由を拡大するものである。

3点目は、職員が請求した場合に、超過勤務の免除の対象となる子の範囲を3歳に満たない子から小学校就学の始期に達するまでの子へ拡大することである。

4点目として、仕事と介護の両立に資する制度、又は措置を利用しやすい勤務環境を整備するために、親族等の介護の必要性が生じた職員への仕事と介護との両立に資する制度又は措置に関する個別の周知、意向確認等について新たに規定するほか、仕事と介護との両立に資する制度又は措置に関する研修の実施、相談体制の整備等について新たに規定するものである。

そのほかに、今回の改正に併せて、第6条で定める職員採用時の提出書類について、市に準じて改正を行う。

なお、本規則の施行期日については、本年4月1日を予定している。説明は以上である。

質疑はなく、関口議長が議案の可否を諮ったところ、全員異議なく本案は原案どおり可決された。

(4) 第5号議案「公益財団法人小平市文化振興財団職員の育児休業等に関する規程の一部改正について」

関口議長の求めに応じて、事務局より次のように説明があった。

首藤事務局長 第5号議案、公益財団法人小平市文化振興財団職員の育児休業等に関する規程の一部改正について説明する。

本案は、令和6年3月14日に開催した理事会において決議された公益財団法人小平市文化振興財団の育児休業等に関する規程の一部改正および令和6年12月9月に開催した理事会において決議された公益財団法人小平市文化振興財団就業規則の一部改正に伴い、本来同時に一部改正する必要があった本規程について、内容の整合を図るため所要の改正を行うものである。

主な内容は、1点目として、財団職員の定年引上げに伴い令和7年1月1日から施行している改正後の就業規則について、育児休業等を定めた第18条に1項を追加したことにより、関連する本規程についても該当する項番に改正する必要があったため、項ずれの該当箇所の整合を図るものである。

2点目として、性的マイノリティーの当事者が暮らしやすい環境づくりにつなげる一環として令和6年4月1日から施行している改正後の本規程について、事実婚の配偶者も含まれる旨の規定が不足していたことから、配偶者に関する当該箇所の整合を図るものである。

なお、本規程の施行期日については、本年4月1日を予定している。説明は以上である。

質疑はなく、関口議長が議案の可否を諮ったところ、全員異議なく本案は原案どおり可決さ

れた。

(5) 第6号議案「公益財団法人小平市文化振興財団職員の給与に関する規程の一部改正について」

関口議長の求めに応じて、事務局より次のように説明があった。

首藤事務局長 第6号議案、公益財団法人小平市文化振興財団職員の給与に関する規程の一部改正について説明する。

本案は、職員の扶養手当および通勤手当について、東京都人事委員会勧告の趣旨を踏まえた小平市職員に対する条例の改正に準じて所要の改正を行うものである。

主な内容は、1点目として、配偶者にかかる扶養手当月額6千円を廃止し、子にかかる手当の月額を1人につき現行の月額9千円から月額1万3千円に引き上げるものである。なお、扶養手当の改正は、来年度から2年かけて実施し、配偶者にかかる同手当は、受給者への影響を考慮し、本年4月1日から来年3月31日までの間において、給料表の職務の級が4級の職員を除き、支給することとし、支給月額は3千円とする。また、子にかかる扶養手当は、本年4月1日から来年3月31日までの間において、支給月額を1人につき1万1千500円とする。

2点目は、職員の交通機関等にかかる通勤手当の支給限度額を1か月当たり5万5千円から15万円に引き上げるものである。なお、本規程の施行期日については、本年4月1日を予定している。説明は以上である。

質疑はなく、関口議長が議案の可否を諮ったところ、全員異議なく本案は原案どおり可決された。

(6) 第7号議案「公益財団法人小平市文化振興財団令和6年度第3回評議員会の招集について」

関口議長からの求めに応じて、事務局から次のように説明があった。

首藤事務局長 第7号議案「公益財団法人小平市文化振興財団令和6年度第3回 評議員会の招集について」について説明する。

本案は、定款第17条第1項の規定により、評議員会は理事会の決議に基づき、代表理事が招集することとなっていることから、その招集の決議を得るものである。

当財団の定款第7条第1項では、事業計画書、収支予算書、資金調達および設備投資の見込みを記載した書類は、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けることとされている。評議員会の案件としては、先ほど、理事のみなさまにご審議いただいた第1号議案の事業計画および第2号議案の収支予算、資金調達および設備投資の見込みを議案としてお諮りする予定である。

については、本年3月26日（水）午前10時から、当館において、第3回評議員会を開催し、ご審議をお願いする予定である。以上である。

質疑はなく、関口議長が議案の可否を諮ったところ、全員異議なく本案は原案どおり可決された。

(7) その他

事務局から、次のように報告があった。

首藤事務局長 ご報告したい事項が3件ある。まず、報告資料の1をご覧いただきたい。

1件目として、要綱の制定および改正を予定している。まず、本日、就業規則の一部改正について決議をいただいたので、それに伴い、子育て部分休暇制度の実施に際しての手続きや同休暇を取得中の給料等の取扱い等について、新たに「公益財団法人小平市文化振興財団 職員の子育て部分休暇に関する要綱」を制定する。同様に「公益財団法人小平市文化振興財団 嘱託職員に関する要綱」および「公益財団法人小平市文化振興財団 臨時職員に関する要綱」について、就業規則を準用し、嘱託職員や臨時職員も職員と同様に同制度を活用できるよう、所要の改正も含め、一部改正する。また、本日、公益財団法人小平市文化振興財団 職員の給与に関する規程の一部改正についても、決議をいただいたので、「公益財団法人小平市文化振興財団 職員の通勤手当に関する要綱」について、同様に通勤手当の上限額を引き上げる改正を行う。なお、ただいまご報告した要綱については、いずれも本年4月1日を施行日とする。1件目のご報告は以上である。

続いて2件目は、特定費用準備資金についてである。報告資料の2をご覧いただきたい。小平市民文化会館開館35周年記念事業積立資金は、令和4年度から積み立てを開始している。今年度については、令和5年度決算時に生じた剰余金253万4,956円を積み立て、累計額は946万2,320円とする予定である。今回の積み立てにより、概ね上限額に到達することとなるので、今後は、各年度の決算状況、事業や修繕等への支出の状況に応じて、積立限度額の引上げや新たに目的を設定して積立てるなどを検討する。2件目のご報告は以上である。

最後に3件目として、理事の辞任および事務局の人事異動についてお知らせする。本日ご出席の余語理事が、本年3月31日をもって小平市を退職となり、当財団の理事を辞任される。余語理事におかれでは、小平市の文化スポーツを担当する地域振興部長というお立場から、令和6年5月より約1年間に渡り、貴重なご意見、ご指導を賜った。

(余語理事あいさつ)

首藤事務局長 後任の理事については、評議員会において選任され次第、お知らせする。

また、先日、市の人事異動の内示が行われ、本日出席している、事業課長兼管理担当係長の新井が、当財団への派遣を解かれ、市へ帰任することになった。新井は、令和2年4月に当財団に派遣され、5年間、事業課長として当財団が行う公演事業や貸館事業、施設整備に関する業務に従事してきた。

(新井事業課長あいさつ)

首藤事務局長 続いて、過日、役員の皆様にお知らせしたとおり、長らく当財団の職員であった玉井係長が、昨年12月末で退職している。管理担当係長の職務は、これまでの間、新井課長が兼務していたが、4月からは後任の係長が着任する。後任の職員については、改めて、新年度の理事会でご報告する。報告は以上である。

最後に、永瀬総務担当主任から、令和7年度第1回定時理事会の日程について連絡があった。

午前11時、関口議長が閉会を宣言し、会議は終了した。